

富士山羽衣マリーナ利用規則

富士山羽衣マリーナ株式会社

当マリーナでは、会員の安全確保及びスムーズな出入港を行うため、施設利用及び出港・帰港につきまして、下記の通りマリーナ利用規則を制定致しますので遵守して下さい。

1. 営業時間及び定休日（営業カレンダーをご参照ください）

【営業時間】 08:30～17:30

【定休日】 毎週水・木曜日（但し、土日祝祭日などで適宜営業日・休日を設けております）
※上記の定休日については、当社の都合により変更する場合があります。

2. 出港・帰港

【出港手続き】

- (1) 出港時には「入出港届」を事務所にてご記入下さい。（海上保安庁の指導から）
入出港届ダウンロードはホームページから出来ます。
- (2) 気象情報は安全のため各自でご入手下さい。
- (3) 営業時間外（早朝または夜間）、または休日に出港される場合は、事務所東側出入口（夜間通用口）の脇机、または西桟橋入口のくつろぎ処にて「入出港届」を記入されるか、カードキーにてロビーまで入場し受付カウンターで記入・提出して下さい。
- (4) 出港の際、船長は自ら艇の必要な安全確認を実施して下さい。艇・エンジンの始業点検 気象状況 海技免状 船舶検査証 法定装備品 通信手段 等
- (5) 気象、海象等により、出港を禁止または一部制限する場合がありますので、このような場合は、当マリーナの指示に従って下さい。
- (6) ライフジャケットは必ず着用してください。飲酒運転は禁止です。

【出港】

- (1) 出港時および帰港時の貯木場内での航行に際しては、必ず指示された航路（進入路）を守り、充分な見張りを行うとともに最徐行して航行するようにして下さい。
- (2) 航路では右側通行を遵守し、出船を優先として安全航行をお願いします。
- (3) 清水港内での帆走は海上保安部より禁じられております。
- (4) 港内の工事等による臨時の制限注意事項などについては、案内板やホームページで掲示しますので、必ずご確認ください。

【帰港】

- (1) 帰港予定時間内に帰港するようにし、帰港予定時間を変更する場合は、必ずマリーナにご連絡下さい。帰港予定時刻を30分以上経過した場合には、確認の連絡をさせていただきます。
- (2) 帰港の際、事務所もしくはくつろぎ処にて「入出港届」に帰港サイン・帰港時刻の記入をお願いします。
- (3) 営業時間外及び定休日に帰港された場合は、提出した場所にて「入出港届」に帰港サイン・帰港時刻を記入し、提出して下さい。

3. 海上での注意事項

- (1) 海上における航行は、海上衝突予防法と海上交通安全法を遵守してください。
- (2) 出艇中、天候の急変、その他の事由により帰港不能、また遅延の可能性が生じた場合は、必ずその旨をご連絡下さい。
- (3) 出艇後の故障、事故等による出張、修理曳航について別途料金を申し受けます。
- (4) 安全の為通信機器の設置をお勧めします。少なくとも携帯電話は携行して下さい。
- (5) 防波堤には許可無くして絶対に上がらないでください。
- (6) BAN等のレスキューサービスをご利用下さい。

4. 構内での注意事項

- (1) 構内の歩行は、出来るだけ歩道部分及び遊歩道を利用して下さい。構内を走るトレーラー及びフォークリフトには充分注意して下さい。特にトレーラーは危険ですので、近づかないようお願いします。
- (2) ゴミはできるだけお持ち帰りをお願いします。くずかごへ入れる際も必ず分別して捨てて下さい。
- (3) 構内においては、ボートまたはエンジンその他の物品の販売、貸借その他これらに類する行為をマリーナの許可なく行わないようにして下さい。
- (4) 構内は禁煙となっておりますので、喫煙は指定された喫煙場所でお願いします。
- (5) 反社会的勢力の構成員・準構成員等を乗船させたり、マリーナの施設を利用させることはできません。
- (6) 入墨・タトゥーを入れた方のご利用はお断りいたします。
- (7) お車でお越しの際は、駐車場の所定の位置へ停めてください。通路や道路には駐車しないようお願いします。艇を共同所有されている場合、来場の際はなるべく乗り合わせの上、おいで下さい。尚、駐車場内での事故・盗難等につきましては責任を負いかねますので、お客様個々で管理くださる様お願いします。
- (8) 駐車の際には、当マリーナが発行した駐車証をダッシュボードの上に必ず提示して下さい。
- (9) 早朝、夜間におけるマリーナへの入場、出場についてはお静かにお願いします。
- (10) 艇及びその備品について、台風、津波等の天災、衝突、盗難等の人災による損害については、当社では責任を負いかねますので、ご了承下さい。お客様の責任で施錠等をしていただき、各種保険などへの加入をお願いします。
- (11) 給油についてはマリーナの給油施設で給油するようにして下さい。なお、当マリーナ内ではガソリン並びに危険物の持ち込みは堅くお断りします。
- (12) マリーナ駐車場ゲートの暗証番号は会員、共有の場合は代表所有者、共有者、法人の場合は登録者以外は知ることができません。他に漏らさぬようお願いします。なお、安全の確保のため、当マリーナの判断により暗証番号を変更することがあります。また、施錠を破損された場合は損害金（実費）を申し受けます。
- (13) 宗教や政治などの活動・勧誘は禁止いたします。
- (14) マリーナ水域の入水は原則禁止とします。止むを得ない理由がある場合は、事前にマリーナに相談頂いた上で行為者以外の見張り人を加えた計二人を最低必要とします。また、事前に行行為者責任の下、艇への昇降ハシゴを確実にセット頂きます。

5. 施設利用

- (1) 係留バースでの、遊泳、マリントイレの使用を禁止いたします。
- (2) 他人に迷惑となる行為をする等、当マリーナの秩序を乱さないで下さい。
- (3) 艇を使用して営利を目的とした行為を行わないで下さい。
- (4) 艇の洗浄のための水道利用は、近くの水道をお使い下さい。節水へのご協力と使用後のホースはきれいにまとめて整理をしていただきますようお願いします。ホースは各自でご用意下さい。
- (5) 燃料を給油する場合は事務所へ連絡の上、給油桟橋にてお願ひします。
- (6) 上下架作業、修理作業等については事務所へお問い合わせ下さい。
- (7) ジブファーラー、ブームカバー、オーニング等は強風で破損するおそれがありますので、固縛などをお願ひします。
- (8) 桟橋上への私物の固定などは禁止します。
- (9) 桟橋カードキーは、艇変更や長期航海等で所有艇をマリーナに係留しなくなった（出艇）時点で一時返却、または転売等の退艇時点で返却いただきます。

6. その他

- (1) 艇に付属している全ての備品、用品等へ船名を明記して下さい。
- (2) 当マリーナの主催または後援する行事を実施するにあたり、当日施設の利用制限をすることがあります。

以 上

2023年7月24日改定